

改正派遣法に基づくマージン率の公開



2019年6月1日

スターダストシステム株式会社

平成24年10月1日施行の「改正労働者派遣法」により派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。

（法第23条第5項）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

平成30年度事業報告に基づき、以下の通り公開いたします。

派遣労働者の数	10人
派遣先の数	4社
派遣料金の1日（8時間）の平均額	31,578円
派遣労働者の賃金の平均	20,750円
マージン率	34.3%
教育訓練に関する事項	新入社員研修 情報セキュリティ教育（1回／年）およびeラーニング（2回／年） 職能別研修、階層別研修

※マージンには、会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる 社会保険料、事業運営費として派遣事業に係る従業員の人件費、営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。